二一三	飲食店	二五	三五	一〇	二〇
二一四	宿泊業	二五	四〇	一五	二五
（略）					
二一六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	一五	二五	一〇	一五
（略）					
二二〇	病院	二五	三五	一五	二五
（略）					
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十号）第二十三条第一項の規定により算定した処理対象人員が五〇以下のものに限る。）	二〇	五五	一〇	三〇

二一三	飲食店	二五	六〇	一〇	三〇
二一四	宿泊業	二五	四五	一五	三〇
（略）					
二一六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	一五	二五	一〇	二〇
（略）					
二二〇	病院	二五	六〇	一五	二五
（略）					
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十号）第二十三条第一項の規定により算定した処理対象人員が五〇以下のものに限る。）	二〇	六〇	一〇	四〇